

案件

福祉避難所の指定促進について

健康福祉部 健康福祉政策課
福祉事務所 障 害 支 援 課

1. 政策等の背景・目的及び効果

近年、全国各地で発生している地震や台風、集中豪雨などの自然災害発生時においては、高齢者や障害者が犠牲になることが多いことに加え、環境が十分でない避難所生活の結果、健康を害するケースもみられています。

これらの状況を踏まえ、国は、令和3年5月に「福祉避難所設置・運用に関するガイドライン」を改定し、受け入れを想定していない被災者の避難により対応に支障が出るなどの懸念から確保が進まなかった「指定福祉避難所」について、あらかじめ特定した受入対象者とその家族を直接避難の対象者とする福祉避難所として公表できる制度を創設し、要配慮者の支援を強化しました。

今般、本市においても、福祉避難所への直接避難が望ましい要配慮者の避難所確保のため、指定福祉避難所として協力いただける社会福祉施設等に対し、発災直後からの福祉避難所開設に必要な物的整備等を支援する補助金制度を創設し、指定福祉避難所の指定促進を図るものです。

2. 内容

(1) 指定福祉避難所の現状について

福祉避難所の受入対象となる方は、国のガイドラインでは「身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者で、高齢者や障害者のほかその家族まで含めて差し支えない」とされています。

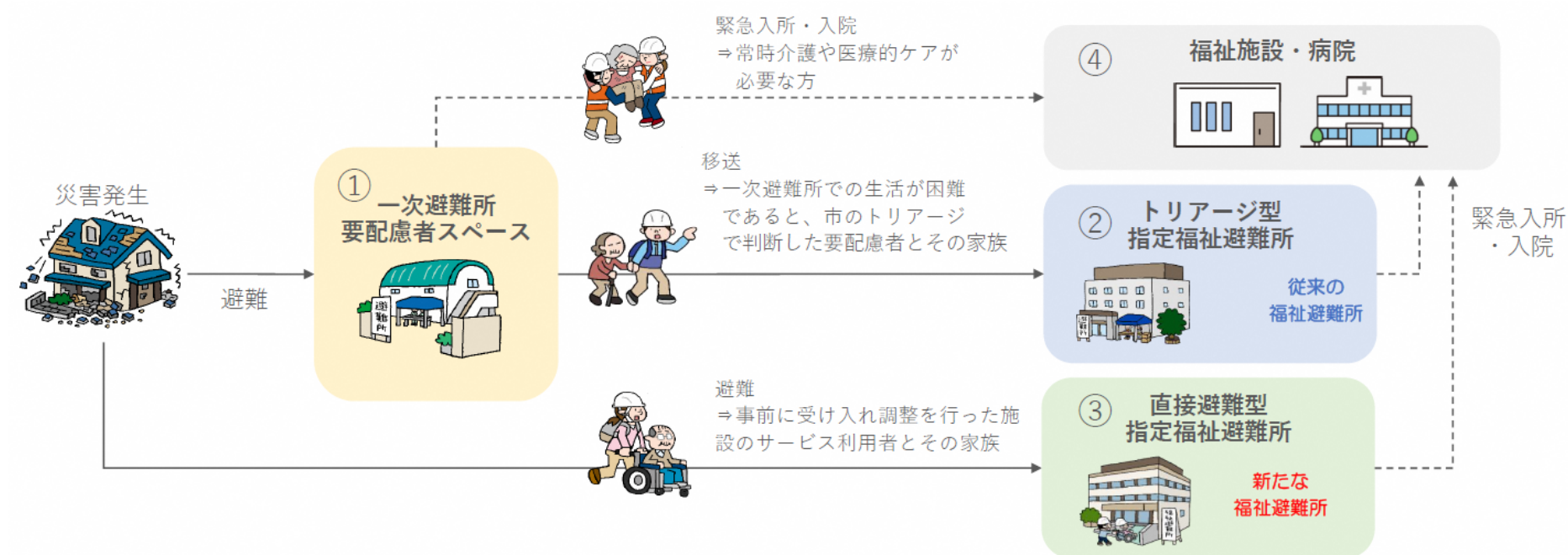
現在、本市では、市直営の福祉避難所として2施設（総合福祉会館、総合福祉センター）、市と協定を締結した社会福祉施設等の福祉避難所として23施設（特別養護老人ホームや障害者支援施設等）の合計25施設を福祉避難所として指定しています。

なお、これらの指定福祉避難所は、発災直後からの開設や直接避難の受け入れは行わず、一次避難所において行政職員等により対象者へのトリアージを行ったうえで、福祉避難所への避難が必要だと判断された方々の受け入れ調整先として開設される二次的な避難所として、いわゆる「トリアージ型の指定福祉避難所」となっており、本市では、現時点で「直接避難型の福祉避難所」の指定はしていない状況です。

(2) 要配慮者の避難先イメージ

要配慮者の避難先としては、①一次避難所に整備されている「要配慮者スペース」のほか、②市職員等によるトリアージで一次避難所での生活が困難であると判断された要配慮者とその家族が避難する「トリアージ型 指定福祉避難所」、③災害発生後、あらかじめ受け入れ調整を行った要配慮者とその家族が直接避難する「直接避難型 指定福祉避難所」のほか、④常時介護や医療的ケアの必要な要配慮者に対しては、緊急入所、緊急ショートステイ、医療機関などが想定されます。

要配慮者それぞれの状態や特性にあった避難先の確保により、よりよい避難生活環境を確保することが重要となります。



(3) トリアージ型と直接避難型の指定福祉避難所の比較

いずれの福祉避難所についても市の要請に基づき開設しますが、直接避難型の場合、発災後施設の安全性や職員確保等ができ次第、速やかに開設して直接避難への対応を行うため、平常時からの避難物資等の備蓄が必要となります。なお、トリアージ型の指定福祉避難所については、一次避難所での状況等に応じ、トリアージされた要配慮者の受け入れ調整を行ったうえでの受け入れとなることから、受け入れの際に必要な物資を配布するものとなります。

 トリアージ型 指定福祉避難所	 直接避難型 指定福祉避難所
主な事業内容	(1) 福祉避難所の設置、維持及び管理 (2) 食事の提供や生活必需品の支給 等
対象者	一次避難所で行政職員が振り分けした要配慮者とその家族
開設の タイミング	市からの要請に基づき開設 ※施設の安全確保や職員の人員体制、避難者用スペースの確認ができた施設で、受入調整を行ったうえで開設 ※市直営（2か所）は被災状況に応じて可能な限り災害発生当初からの開設に努める
避難方法	トリアージ避難 ⇒一次避難所に避難された方を、行政職員が振り分けの上、施設へ避難させる。
物資の備蓄	直接避難 ⇒事前に調整した受け入れ対象者へ安否確認を行い、在宅避難が困難な方を速やかに施設へ避難させる。
避難所運営に係る費用	直接避難の受け入れに必要な物資（食料・飲料水等）の3日分を備蓄 ※備蓄物資購入の補助制度あり ※4日目以降の物資については枚方市が指定する場所にて配布
避難所運営に係る費用	災害救助法が適用され、法に依る救助とみなされるものにかかる費用については、市が全額負担

（４）指定福祉避難所の指定要件

福祉避難所の指定にあたっては、災害対策基本法施行令等で国が定める以下の５つの基準を満たす施設であることを原則とし、内閣府のガイドラインなども参考として、社会福祉施設等の状況等を確認のうえ、関係部署と連携し指定することとします。

【災害対策基本法施行令等による指定基準】

- ①被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。【令 20 条の 6 第 1 号】
- ②速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。【令 20 条の 6 第 2 号】
- ③想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。【令 20 条の 6 第 3 号】
- ④車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。【令 20 条の 6 第 4 号】
- ⑤要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について以下の基準に適合するものであること。【令 20 条の 6 第 5 号】
 - i 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【規則 1 条の 9 第 1 号】
 - ii 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【規則 1 条の 9 第 2 号】
 - iii 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【規則 1 条の 9 第 3 号】

（５）直接避難型指定福祉避難所備蓄物資等補助金の創設

直接避難型の指定福祉避難所の指定を受ける施設は、発災当初から避難者への対応を行うため、平常時からの避難所としての体制整備を重点的に行う必要があります。

指定施設における避難所体制の整備を支援するため、24 時間体制で避難所として稼働するために必要となる自家発電機などの機材等の費用や、あらかじめ直接避難の受け入れ調整を行った要配慮者に適した食料、飲料水、毛布および簡易トイレなどを3 日分（原則5 年以上の使用期限のもの）備蓄するために必要な費用を補助する制度を創設します。

【補助金の概要】

	基準額（1 か所あたり、税込）	対象経費
初度調弁費	850,000 円（上限） ＋1 人あたり 3,000 円上乗せ （付き添いの家族1 人分も含む）	指定福祉避難所用備蓄物資・機材の購入経費
備蓄物資 更新費	1 人あたり 3,000 円	備蓄物資の更新経費（原則として5 年に一度）
備蓄物資 補充費	1 人あたり 3,000 円	備蓄物資の補充経費（必要と認められる場合に限る）

【補助対象となる備蓄物資・機材の例】

非常用自家発電装置、介護用品、衛生用品、生理用品、要配慮者に適した食料、飲料水、毛布、タオル、下着、衣類、電池、簡易トイレ、ベッド、担架、パーティション、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等、マスク、消毒液、体温計、ベッド、パーティション等の衛生環境対策等として必要な物資、物資・機材を備蓄・保管するための物置、保管庫、棚等

3. 実施時期等

令和7年3月末	指定福祉避難所備蓄物資等補助金交付要綱を策定
令和7年4月以降	社会福祉施設等への説明会を実施
	直接避難型 指定福祉避難所に関する個別協議、指定を開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標	6. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち

SDGs



5. 関係法令・条例等

関係法令	災害対策基本法 災害対策基本法施行規則 災害救助法
関係通知	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定について (令和3年5月20日付内閣府通知)

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 令和7年度（当初予算計上予定） 18,200 千円

（支出内訳）

備蓄物資購入等補助金

1施設あたりの初度調弁費 91 万円×20 施設 18,200 千円

※受入可能人数を1施設あたり 20 人（要配慮者 10 人＋付き添いの家族 10 人分）

として積算

《財 源》 特定財源（枚方市安心安全基金の活用を予定）